本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0003_改 0
提出年月日	2020年9月16日

基本設計方針に関する説明資料

【第18条 使用中の亀裂等による破壊の防止】

【第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年9月

東北電力株式会社

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	 女川原子力発電所第2号機	備考
	5. 設備に対する要求 5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止 クラス1機器,クラス1支持構造物,クラス2機器, クラス2支持構造物,クラス3機器,クラス4管,原 子炉格納容器,原子炉格納容器支持構造物,炉心支持 構造物,重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラ ス2支持構造物は,使用される環境条件を踏まえ応力 腐食割れに対して残留応力が影響する場合,有意な残 留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行 う。 【18条1】【56条1】	差異なし
	使用中のクラス1機器,クラス1支持構造物,クラス2機器,クラス2支持構造物,クラス3機器,クラス4管,原子炉格納容器,原子炉格納容器支持構造物,炉心支持構造物,重大事故等クラス2支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう,保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。 【18条2】【56条2】	
	使用中のクラス 1 機器の耐圧部分は、貫通する亀裂 その他の欠陥が発生しないよう、保安規定に基づき「実 用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き 起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び 維持管理を行う。 【18 条 3】	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第 18 条 使用中の亀裂等による破壊の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所 様式-7

要求事項との対比表

接近 接近 接近 接近 接近 接近 接近 接近				要求事項との対比表し		<u>. </u>	
(使用中の食養等による破 協の防止) - クラス1機器、クラス1支 特権診断、クラス2機器、クラス2機器、クラス3 機器、クラス4機器、クラス2機器の ・ ウラス1機器、クラス2機器の ・ ウラス1機器の カース2機能の他のよう ・ ウラス1機器の カース2機能の他のよう ・ で記憶である2機による ・ で記憶に力が2機能である2機能 ・ で記して機能に力が2機能である。 ・ で記憶に力が2機能である2機能 ・ で記したの2機能ののたり ・ で記憶に力が2機能である2機能 ・ で記したの2機能の ・ 力能が2件での ・ で記憶に力が2機能である2機能 ・ で記とかしまる3機能の ・ クラス2機能、クラス2機能。 ・ クラス3機能、クラス2機能。 ・ クラス3機能、クラス2機能。 ・ クラス3機能、クラス2機能。 ・ クラス3機能、クラス2機能が2度に ・ にで必要が2度に対して ・ で記憶をかります。 ・ により複数が引き起こされないよう。 ・ を表していまる。 ・ を表してはまりる。 ・ で記憶を引きに ・ これないよう。 ・ を表していまる。 ・ を表していまる。 ・ を表していまる。 ・ で記念をあるとしていまる。 ・ で記念としていまる。 ・ で記念といまる。 ・ で記念とい	技術基準規則・解釈						備者
クラスは機器、クラス1支 内体形物、クラス2機器、クラス1支 内体が物で38。 第十か格的で38支 技術が強力が大きである。 企業を発展される現場を作ったして設備は5)が影響する場合。 有意な公園であり発生 でると予慮される配のに 方面が外でする。 自、有意な公園であり発生 でると予慮される他のに 方面が大りのでする。 「展第4] 世界中のクラス1機器、クラス2 技術をからクス2機器、クラス2 大き構造性、クラス2機器、クラス2 大き構造性、クラス2機器、クラス2 大き構造性、クラス2機器。クラス2 大き構造性、クラス2機器。クラス2 大き構造性、クラス2機器。クラス2 大き構造性、クラス2機器。クラス2機器。 クラス3機器、クラス2機器。クラス2 大き構造性、クラス2機器。クラス2 大き構造性、クラス2機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス2機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス2機器。クラス2機器。 クラス2機器。クラス2機器。 クラス2機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス2機器。 クラス3機器。クラス4機 原 大き機能的、クラス2機器。 クラス2機器。クラス4機 原 ・ 大き機能的、クラス2機器。 クラス2機器。クラス4機 原 ・ 大き機能的、クラス2機器。 クラス2機器。 クラス2機器。クラス4機 原 ・ 大き機能的、クラス2機器。 クラス2機器。クラス4機 原 ・ 大き機能的、クラス2機器 ・ 大き機能的、クラス2機器 ・ 大き機能的、クラス2 ・ 大き機能的の大き機能的 の大路の解し、毛管とでして、 を変更のの表とで、 を変更のの表とで、 を変更ののの大路の解しまたけら の変更のの表とで、 を変更のの表とで、 を変更のの表とで、 を変更のの表とで、 を変更のの表とで、 を変更のの表とで、 を変更のの表とで、 を変更のとの表とで を変更のの表とで、 を変更のとのの大路の解し、 ・ 1 18 2 1 18 2 1 18 2 1 18 2 2 18 2 2 18 2 3 2 3 2 4 2 5 2 6		基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
クラスは極端、クラス1と 内機造物、クラス2機器。 クラス3 極端、クラス4度、原子所格 納容器、原子が維持性物、クラス3 極端、クラス4度、原子所格 納容器、原子が維持性物、グラス3 機器、クラス4度、原子所格 納容器、原子が維持性が、 20 力で設備に力が影響する場合。 合、有重な発揮を力が発生 合、有重な発揮を力が発生 ・							
特権治的、クラス機器、クラスは関係、	壊の防止)	_					
機器、クラス4管、原丁印格		持構造物,クラス2機器,ク	持構造物,クラス2機器,ク			て記載	5.3 使用中の亀裂による
新容易、原子の格納容器文 特権造物及びかし支持構造 物は、使用主心支持構造 もれは、使用主心方面会 合、有意な我留芯力が発生 すると予想される部位の応 力緩和を行う。 [18条1]		ラス2支持構造物,クラス3	ラス2支持構造物,クラス3			設備設計の明確化	破壊の防止
特務運物及び炉心支持構造物とはが心支持構造物は、使用される環境条件 会話主な下の最高地に対して残留応力が影響する場合,有意な残留応力が発生すると予想される部位の応力緩和を行う。 [18条1]		機器,クラス4管,原子炉格	機器,クラス4管,原子炉格	_	_	(施設時等の応力改善につ	(以下同様の施設区分)
物は、使用される環境条件 を簡まえ広力務食剤に対する場合。有意な残留に対か発生すると予想される筋位の応力接種を行ったと予想される筋位の応力接種を行った。 [18条1]		納容器,原子炉格納容器支	納容器,原子炉格納容器支			いて記載)	
を落まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合、有意疾疫師の力発生すると子想される部位の応力緩和を行う。 [18条1] 第十八条 使用中のクラス 1 機器、クラス1 支持構造物、クラス2 支持構造物、クラス2 支持構造物、クラス2 技持構造物、クラス2 機器、クラス2 技持構造物、クラス3 機器、クラス2 技持構造物、クラス3 機器、クラス2 技持構造物、クラス4 管、原子炉格前容器、原子が各部容器、原子が各部容器、原子が各部容器、原子が各部容器、原子が各部容器、原子が各部容器、原子が各部容器、原子が表面を記する。 【1 第42 】			持構造物及び炉心支持構造				
して残留応力が影響する場合、有意か残留応力が影響する場合、有意か残留応力が発生すると予想とおもる陽位の応力緩和を行う。 [18条1] 使用中のクラス 1機器、クラス1支持構造物、クラス2機器、クラス2技特構造物、クラス3機器、クラス3機器、クラス3機器、クラス3機器、クラス4管、原子解始前容器大構造物とグラス8機器、クラス3機器、クラス4管、原子解始前容器大構造物とグラス3機器、クラス4管、原子解始前容器大構造物には、その破験を引き起こす。 音数 大切 大		物は,使用される環境条件	物は,使用される環境条件				
		を踏まえ応力腐食割れに対	を踏まえ応力腐食割れに対				
### すると予想される部位の応 の		して残留応力が影響する場	して残留応力が影響する場				
第十八条 使用中のクラス [18条1]		合,有意な残留応力が発生	合,有意な残留応力が発生				
(18条1] (18条1] (使用中のクラス1機器, ク		すると予想される部位の応	すると予想される部位の応				
第十八条 使用中のクラス 機器、クラス1支持構造物、クラス2 機器、クラス2支持構造物、クラス3 機器、クラス3機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス2支持構造物、クラス3機器、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格的容器、皮子炉体的之方,持構造物は、魚裂その他の大路 大原体的 大原体		力緩和を行う。	力緩和を行う。				
1機器、クラス1支持構造物、クラス2 機器、クラス2支持構造物、クラス2 機器、クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。クラス3機器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格的金器。原子炉格的金器。原子炉格的金器。原子炉格的金器。原子炉格的金器。原子炉格的金器。原子炉格的容器。原子中的容器。是一种的容器。		【18条1】	① 【18条1】				
1機器、クラス1支持構造物、クラス2 機器、クラス2技持構造物、クラス2 機器、クラス3機器。クラス4管。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格納容器。原子炉格的企业。全域表引き起こす色。でいたいよう。保安規定に基づきに表づきに表づきに表づきに表づきに表づきに表づきに表づきに表づきに表づきに表							
 物、クラス 2 機器、クラス 2 技精進物、クラス 3 機器、クラス 4管、原 クラス 4管、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格納容器、原子炉格纳容器、原子炉格纳容器、原子炉格纳容器、原子炉格纳容器、原子炉格纳容器支持構造物及 6 体置支持構造物は、龟裂その他の大陥があってはならない。② 「解釈」 「解釈」 「第 1 項に規定する「その破壊を引き起こす龟裂その他の大陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。 【18条2】 【18条2】 機器、クラス 2 支持構造物、クラス 3 機器、クラス 4管、原 クラス 3 機器。クラス 4管、原 クラス 3 機器。クラス 6 展 「原子が格納容器。原子が格納容器。原子が格納容器。原子が格納容器。原子が格納容器。原子が格か容器。皮形を複数を対き起こす機器・クラス 6 機器・クラス 6 展表で、	第十八条 使用中のクラス	使用中のクラス1機器,ク	使用中のクラス1機器,ク			基準要求への適合性を明確	
支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原 クラス4管、原子炉格納容器、原子炉格納 器、原子炉格納容器、原子炉格納 容器支持構造物及び炉心支 技構造物は、作型その他の 大幅により破壊が引き起こ 電裂その他の欠陥があって はならない。② 「解釈」 「第1項に規定する「その 破療を引き起こす亀裂その 他の欠陥の解釈」等に従っ で検査及び維持管理を行 う。 「18条2」 「原規技発第1408063 号(平	1機器、クラス1支持構造	ラス1支持構造物,クラス2	ラス1支持構造物,クラス2			化	
クラス4管、原子炉格納容器,原子原格納容器,原子原格為容器,原子原格為容器,原子原格為於原格,原子原格為容器,原子原格為容器,原子原格為容器,原子原格為容器,原子原格為容器,原子原格為容器,原子原格為容器,原子原格為容器,原子原格為容器,原子原格。如果原子原格。如果原格。如果原子原格。如果原子原格。如果原子原格。如果原子原格。如果原格。如果原子原格。如果原子原格。如果原子原格,是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是	物、クラス2機器、クラス2	機器,クラス2支持構造物,	機器,クラス2支持構造物,				
器、原子炉格納容器支持構造物及び炉心支持構造物及び炉心支持構造物及び炉心支持構造物は、亀裂その他の な、その破壊を引き起こす 亀裂その他の欠陥があってはならない。②	支持構造物、クラス3機器、	クラス3機器, クラス4管, 原	クラス3機器, クラス4管, 原				
造物及び炉心支持構造物には、その破壊を引き起こす	クラス4管、原子炉格納容	子炉格納容器,原子炉格納	子炉格納容器,原子炉格納				
は、その破壊を引き起こす 亀裂その他の欠陥があって はならない。②	器、原子炉格納容器支持構	容器支持構造物及び炉心支	容器支持構造物及び炉心支				
電裂その他の欠陥があってはならない。② 「解釈」 「解釈」 「第1項に規定する「その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。 「朋原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす 亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063 号(平) 「されないよう,保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。 「18条2」 「18条2」 「18条2」 「18条2」 「20 [18条2]	造物及び炉心支持構造物に	持構造物は、亀裂その他の	持構造物は、亀裂その他の				
はならない。②	は、その破壊を引き起こす	欠陥により破壊が引き起こ	欠陥により破壊が引き起こ				
及びその附属施設における 破壊を引き起こす亀裂その 他の欠陥の解釈」等に従っ で検査及び維持管理を行 う。 【18条2】 及びその附属施設における 破壊を引き起こす亀裂その 他の欠陥の解釈」等に従っ て検査及び維持管理を行 う。 【18条2】 【18条2】	亀裂その他の欠陥があって	されないよう, 保安規定に	されないよう, 保安規定に				
【解釈】	はならない。②	基づき「実用発電用原子炉	基づき「実用発電用原子炉				
1 第1項に規定する「その 破壊を引き起こす亀裂その 他の欠陥」とは、「実用発電 用原子炉及びその附属施設 における破壊を引き起こす 亀裂その他の欠陥の解釈」 (原規技発第1408063号(平		及びその附属施設における	及びその附属施設における				
破壊を引き起こす亀裂その 他の欠陥」とは、「実用発電 用原子炉及びその附属施設 における破壊を引き起こす 亀裂その他の欠陥の解釈」 (原規技発第1408063 号(平	【解釈】	破壊を引き起こす亀裂その	破壊を引き起こす亀裂その				
他の欠陥」とは、「実用発電 う。 用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす 【18条2】 亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063 号(平) (平)	1 第1項に規定する「その	他の欠陥の解釈」等に従っ	他の欠陥の解釈」等に従っ				
用原子炉及びその附属施設 【18条2】 における破壊を引き起こす 電裂その他の欠陥の解釈」 (原規技発第1408063 号(平)	破壊を引き起こす亀裂その	て検査及び維持管理を行	て検査及び維持管理を行				
における破壊を引き起こす 亀裂その他の欠陥の解釈」 (原規技発第1408063 号(平)	他の欠陥」とは、「実用発電	う。	う。				
における破壊を引き起こす	用原子炉及びその附属施設	【18条2】	② 【18条2】				
(原規技発第 1408063 号(平	における破壊を引き起こす						
	亀裂その他の欠陥の解釈 」						
成26年8月6日原子力規	(原規技発第1408063 号(平						
	成26年8月6日原子力規						
制委員会決定))(以下「亀裂							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第 18 条 使用中の亀裂等による破壊の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
1文的基中规则 解机	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII 75
解釈という」。) によること。						
2						
2 使用中のクラス1機器	使用中のクラス1機器の	使用中のクラス1機器の			基準要求への適合性を明確	
の耐圧部分には、その耐圧	耐圧部分は,貫通する亀裂	耐圧部分は,貫通する亀裂			化	
部分を貫通する亀裂その他	その他の欠陥が発生しない	その他の欠陥が発生しない				
の欠陥があってはならな	よう,保安規定に基づき「実	よう,保安規定に基づき「実				
٧١. <u>3</u>	用発電用原子炉及びその附	用発電用原子炉及びその附				
	属施設における破壊を引き	属施設における破壊を引き				
	起こす亀裂その他の欠陥の	起こす亀裂その他の欠陥の				
	解釈」等に従って検査及び	解釈」等に従って検査及び				
	維持管理を行う。	維持管理を行う。				
	【18条3】	③ 【18条3】				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第18条 使用中の亀裂等による損傷の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	第 18 条(使用中の亀裂等による破壊の防止)							
1.	. 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方							
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類			
1	材料の応力改善	施設時において,応力腐食割れ (SCC) に対して考慮した材料選定,設計,製造等における残留応力への配慮,環境における管理が要求されている。そのため,使用される環境条件を踏まえ応力腐食割れに対して残留応力が影響する場合の応力緩和に関する設計方針を記載している。	_	_	_			
2	破壊を引き起こす亀裂そ の他の欠陥	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	1	_			
3	貫通する亀裂その他の欠 陥	同上	2	_	_			
2.	設置許可本文のうち、基本	に設計方針に記載しないことの考え方	ī					
No.	項目	考え方			添付書類			
	なし							
3.	設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方							
No.	項目	項目 考え方						
	なし							
4.	1. 詳細な検討が必要な事項							
No.	p. 書類名							
a	a 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

<関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車項レの対比率

要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
(使用中の亀裂等による破壊の 防止)		該当箇所なし	該当箇所なし				
	重大事故等クラス 2 機器及び 重大事故等クラス 2 支持構造物 は,使用される環境条件を踏まえ 応力腐食割れに対して残留応力 が影響する場合,有意な残留応力 が発生すると予想される部位の 応力緩和を行う。 ① 【56 条 1】			基準要求への適合性を明確化 (以下同じ。) 施設時における要求事項として, 応力改善について記載している。	原子炉冷却系統施設(共通) 5.3 使用中の亀裂による破壊の 防止 (以下同様の施設区分)		
第五十六条 使用中の重大事故等クラス1機器、重大事故等クラス1機器、重大事故等クラス1支持構造物、重大事故等クラス2 技持構造物には、その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があってはならない。②3 【解釈】 1 第56条の適用に当たっては、第18条の解釈に準ずるものとする。②③	機器及び重大事故等クラス 2 支持構造物は、亀裂その他の欠陥により破壊が引き起こされないよう、保安規定に基づき「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」等に従って検査及び維持管理を行う。			重大事故等クラス1機器,重大事故等クラス1支持構造物は今回の申請対象外のため記載しない。			
【第18条の解釈】 1 第1項に規定する「その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥」とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))(以下「亀裂解釈という」。)によること。②							

【第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	第 56 条 (使用中の亀裂等による破壊の防止)							
1.	1. 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方							
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類			
1)	材料の応力改善	施設時において,応力腐食割れ (SCC)に対して考慮した材料選定, 設計,製造等における残留応力への 配慮,環境における管理が要求され ている。そのため,使用される環境 条件を踏まえ応力腐食割れに対し て残留応力が影響する場合の応力 緩和に関する設計方針を記載して いる。			_			
2		技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	1	_			
3	及び重大事故等クラス1	特定重大事故等対処施設に属する ものは,今回の変更申請対象外であ るため記載しない。	1	1	_			
2.	設置許可本文のうち、基本	x設計方針に記載しないことの考え方	î					
No.	項目	考え方			添付書類			
	なし							
3.	設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方							
No.	項目	考え方 添付書類						
	なし							
4.	4. 詳細な検討が必要な事項							
No.	書類名							
а	a 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書							